アスベストQ&A (平塚市環境保全課)

令和3年6月7日

目	次 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1944
(1)	アスベストとは?・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)	石綿が原因で発症する病気は?・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(3)	どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのか?・・・・・・・2
(4)	アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかりますか?
(5)	どのような症状がある場合に、アスベストによる被害が予想されますか?
(6)	アスベスト被害への予防策はどのようなものがありますか?・・・・・・3
(7)	現在、工場の周りに住んでいますが大丈夫ですか?・・・・・・・・3
(8)	昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫ですか?・・・・・・4
(9)	アスベストは現在でも使用されていますか?・・・・・・・・・・・4
(10)	わが家はアスベストの危険性がありますか?・・・・・・・・・5
(11)	わが家では、見えるところには吹付けアスベストが使用されて
	いないのですが、見えないところは大丈夫ですか?
(12)	自宅にアスベストが使用されているか知りたいのですが、
	どうすればよいですか?・・・・・・・・・・・・・・5
(13)	アスベストにばく露している可能性のある業種を教えてください・・・・・6
(14)	ロックウールとは?・・・・・・・・・・・・・・・・8
(15)	ロックウールの吹付け材は大丈夫ですか?・・・・・・・・・8
(16)	アスベストに関する法規制はどうなっていますか・・・・・・・・8
(17)	工場周辺等の大気中のアスベスト濃度について教えてください・・・・・・9
(18)	アスベスト関係の相談窓口を教えてください。・・・・・・・・・・1(

(1) アスベストとは?

出典)環境省Q&A、神奈川県Q&A集

アスベスト(石綿)は、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれており、天然に産する繊維 状けい酸塩鉱物の総称です。クリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)、アモサ イト(茶石綿)、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け 石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうお それがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける 作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

その後も、安価な工業材料でしたのでスレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

(2) 石綿が原因で発症する病気は?

出典)環境省Q&A、神奈川県Q&A集

アスベスト(石綿) 粉じんを吸入することによって起こる健康影響としては、石綿肺、肺がん、悪性中皮腫(胸膜、腹膜、心膜、精巣しょう膜)、良性石綿胸水(石綿胸膜炎)、びまん性胸膜肥厚があります。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。仕事を通して石綿を扱っている方、あるいは扱っていた方は、その作業方法にもよりますが、石綿を扱う機会が多いことになりますので、定期的に健康診断を受けることをお勧めします。現に仕事で扱っている方(労働者)の健康診断は、事業主にその実施義務があります。(労働安全衛生法)

労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

①石綿(アスベスト)肺

肺が繊維化してしまう肺繊維症(じん肺)という病気の一つです。肺の繊維化を起こすものとしてはアスベストのほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、アスベストの曝露によっておきた肺繊維症を特に石綿肺とよんで区別しています。

職業上アスベスト粉じんを 10 年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は 15~20 年といわれています。アスベスト曝露をやめたあとでも進行することもあります。

②肺がん

アスベストが肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベストばく露から肺がん発症までに15~40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

③悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う 心膜、及び精巣・精巣上体を覆う精巣鞘膜にできる悪性の腫瘍です。潜伏期間は20~50 年といわれています。治療法には外科療法、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

④良性石綿胸水(石綿胸膜炎)

胸水とは胸腔内に体液が貯留することであり、アスベスト以外の様々な原因によっても生じます。とくに、アスベスト粉じんを吸入することによって、胸腔内に胸膜炎による滲出液(胸水)が生じる場合を良性石綿胸水と呼びます。

⑤びまん性胸膜肥厚

臓側胸膜(肺を覆う膜)の慢性炎症により繊維状に肥厚した状態であり、通常は壁側胸膜(胸壁を覆う膜)にも病変が及んで両者が癒着していることが多くみられます。胸膜プラークと異なり、びまん性胸膜肥厚は結核性胸膜炎などアスベスト以外の様々な原因によっても生じます。

(3) どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのか?

出典)環境省Q&A

アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度曝露における発がんの危険性については不明な点が多いとされています。 現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません。

(4) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかりますか?

出典)環境省Q&A

胸部 X 線写真でアスベストを吸い込んでいた可能性を示唆する所見が見られる場合もありますが、アスベストを吸い込んだ方全てに胸部 X 線写真の所見があるとは限りません。ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関に相談されることをお勧めします。

(5) どのような症状がある場合に、アスベストによる被害が予想されますか。

出典)環境省Q&A、神奈川県Q&A集

発病し、さらにある程度進行するまでは無症状のことが多いと言われています。ただし、日常生活では次のような症状があるときにはアスベストによる被害が考えられますので、早めに医療機関で受診するようにしてください。

- ① 息切れがひどくなった場合
- ② せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- ③ たんに血液が混ざった場合
- ④ 顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合
- ⑤ 顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- ⑥ はげしい動機がする場合
- (7) かぜなどが、なかなか治らない場合
- ⑧ 微熱が出た場合
- ⑨ 高熱が出た場合
- ⑩ 寝床に横になると息が苦しい場合
- ① 食欲がなくなった場合や急にやせた場合
- ② 眠気が続く場合

(6) アスベスト被害への予防策はどのようなものがありますか?

出典)神奈川県Q&A集

過去、アスベストにばく露したことによる中皮腫や肺がんの発症を予防することについては、現在、有効な手段は明らかではありませんが、アスベストを吸い込んだ方が全て中皮腫を発症するわけではありません。吸い込んだアスベストの種類、量、期間などによって異なります。

肺がんについては、アスベストばく露と喫煙との組み合わせで肺がんの発症は相乗的 に上昇するとの報告もあり、禁煙は重要です。

(7) 現在、工場の周りに住んでいますが大丈夫ですか?

出典)環境省Q&A

昭和30年代から40年代頃の間、工場の周りに住んでいたことによって、アスベストにばく露されていたかどうかはわかりませんが、現在は、作業環境はもとより、工場の敷地境界の濃度の基準の遵守が義務づけられているため、工場周辺の一般大気環境は健康に影響を及ぼしうるものとは考えられません。

(8) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫ですか?

出典)環境省Q&A

中皮腫は吸い込んだアスベストの量が多いほど発症のリスクが高いと考えられており、 労働者など直接アスベスト又はアスベスト含有製品を取り扱う方は大量にかつ長期にわ たって吸い込むので、最もリスクが高いと考えられています。

昭和 30 年代から 40 年代頃の間にアスベスト工場の周辺に居住していた住民の中皮腫の発症については、その実態が明らかではありませんが、国においても情報の収集等を行って、一般住民のリスクについて検討することとしています。

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関にご相談ください。

(9) アスベストは現在でも使用されていますか?

出典) 神奈川県Q&A集

アスベストは、かつて建材製品等に幅広く使用されており、1970 年代には年間約 30 万トン前後が輸入されていましたが、1990 年代には輸入量が減少に転じ、2000 年は 10 万トン以下に、2004 年には 8000 トン程度、2006 年には 0 トンとなりました。

アスベストの使用等については、労働安全衛生法により、次のとおり規制が強化されてきています。

- 昭和50年:重量で5%を超えるアスベストを含有する吹付け材の吹付けを禁止
- 平成 7年: 青石綿及び茶石綿を含有する製品の製造等(製造・輸入・譲渡・提供・ 使用)を禁止
- 平成 16 年: 青石綿や茶石綿を除くアスベスト(白石綿等)を1%を超えて含有する 建材等の製品の製造等を禁止
- 平成 18 年:代替困難な製品(特定の用途で使用されるジョイントシートガスケット等)を除くアスベスト及びアスベストを 0.1%を超えて含有する全ての物の製造等の禁止
- 平成23年:代替困難なものとして製造等の禁止が猶予されていた製品のうち一部の 製品について製造等の禁止
- 平成24年3月1日:製造等の禁止の猶予措置が終了
 - ・アスベスト及びアスベストを 0.1%を超えて含有する全ての 物の製造等を禁止

(ただし、平成18年9月1日の時点で既に建材として建物に組み込まれているもの等は使用禁止の対象外)

参考 厚生労働省ホームページ アスベスト全面禁止パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoku anzeneiseibu/0000142192.pdf

(10) わが家はアスベストの危険性がありますか?

出典)環境省Q&A、神奈川県Q&A集

建築物においては、①耐火被覆材等として吹付けアスベスト、②屋根材、壁材、天井材等 としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている 可能性があります。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています (昭和63年環境庁及び厚生省通知)。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがあるため注意が必要ですが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

しかし、外壁等にアスベストが使用されているか否かをその外観のみで判断することは困難であり、アスベストが使用されている建材であることを知らずにリフォーム等を行うことは、アスベストを飛散させるおそれがあるため、いわゆる日曜大工などで、むやみに切断等を行うことは避けてください。

なお、平成 18 年 9 月以降に施工された住宅のリフォーム等に伴い、アスベストが使用された建材を除去する際は、<u>切断、破砕等することなくそのまま取り外すこと</u>とされており、それが困難な場合は水等により湿潤化する必要があります。

(11) わが家では、見えるところには吹付けアスベストが使用されていないのですが、 見えないところは大丈夫ですか?

出典)環境省Q&A

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています (昭和63年環境庁及び厚生省通知)。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがあるため注意が必要ですが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

(12) 自宅にアスベストが使用されているか知りたいのですが、どうすればよいですか?

出典) 神奈川県Q&A集

アスベストは、スレート材、防音材、断熱材、保温材、吸湿剤などに使用されているため、 一概に家屋のどの部分にアスベストが使用されているか、断定することはできません。

建材として問題となるのは、主にアスベストの吹付け材で、劣化することにより繊維が空気中に飛散するためです。固形の製品については、アスベストが入っていても、そのままでは飛散する可能性はほとんどありません。

吹付け材は、鉄骨の建物の「耐火被覆」などに使われているものですが、アスベストそのものの吹き付けは、昭和 50 年に原則として禁止され、さらにアスベスト含有ロックウールについては、昭和 55 年に業界の自主規制が行われて使用が減っていきましたが、湿式工法によるものなど、平成元年頃まで使用されていた可能性があります。

なお、固形の製品についても、劣化しているものや、解体する場合には、繊維が飛散する 可能性がありますので注意が必要です。

製品のメーカー名や商品名がわかる場合には、メーカーに直接お問い合わせください。メーカーがわからない場合、調査する民間調査会社はありますが、調査には費用がかかります。また、市では調査をお受けしておりません。

なお、(一社) 日本作業環境測定協会 (電話 03-3878-2811) のホームページに調査に対応できる調査機関が掲載されています。

(https://www.jemca.or.jp/sys/member_list)

増改築など、工事を予定しているのであれば、アスベストが飛散しないよう作業基準が定められていますので、施工方法について、工事業者に相談してみてはいかがでしょうか。

(13) アスベストにばく露している可能性のある業種を教えてください。

出典)神奈川県Q&A集

厚生労働省によれば、次のような作業に従事していた方はアスベストにばく露している可能性があります。

- ① 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は 粉砕その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業(平成15年9月19日追加)
- ③ 以下の石綿製品の製造工程における作業
 - 石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電 線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター 等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体 作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)等)等の取扱い作業
- ① 上記①から⑨までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく 露を受ける作業
- ① 上記①から⑩までの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

参考 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html

なお、厚生労働省が令和2年12月18日に発表した、業種別のアスベストによる肺がん、中皮腫の労災認定等の件数はつぎのとおりです。

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

		認定件数		労災保険法(令和元年度)										特別遺族給付金 (令和元年度) ^{注3}			
	事業場数				肺がん 中皮腫 石総肺 石総胸水 胸膜肥厚												
		1	うち死亡	小計		うち死亡	うち死亡		うち 死亡		-	うち死亡	194 108	うち死亡	小計	肺がん	中皮膜
也股業	674	682	228	672	236	73	359	123	35	11	11	3	31	8	10	3	7
鎖装工事業	- 1	1		1	1												
建築事業	499	503	165	497	167	50	269	90	27	10	8	3	26	6	6	2	4
(放設建築物設備工事業を除く。) 既投建築物設備工事業	115	117	40	114	46	17	58	19	6	10000000	2		2	1	3	1	2
機械装置の組立て又は割付けの事業	13	13	4	13	5	2	4	1	-		1		3	1			-
水力発電施設、ずい道等新設事業	1	1	1	1		- 40	_		1	1	_	-	-	-		_	
道路斬股事業	1	1	1	1			1	1									
鉄道文は軌道新設事業													-				
その他の建設事業	44	46	17	45	17	4	27	12	- 1						1		-
*			1.5									-			7		
金属編集、非金属編集(石灰石編集又はドロマイト編集を除く)又は石炭 編集																	
採石集																	
その他の鉱業																	
注	302	384	141	377	117	40	215	81	17	3	13	4	15	6	7	5	2
食料品製造業	1	1	5.00	1	1	10	-,-	4.1	1/2/2	;M//	1,94					-	
繊維工業又は繊維製品製造業	7	7	2	7			7	2									
機能工夫スト機能を設定する 木材文は木製品製造業	15	15	8	15	3	1	10	5	2	2				-	- N		
パルブ又は紙製造業	5	5		5	2	- 1	3	1		- 4			-				
印刷又は製本業	0	9	1	9	- 2		3	- 1						-			
化学工業	27	31	9	31	10	2	14	5			3		4	2			
		15	-		5	2	6	4	- 1		1	-	1	1	-	- 1	-
ガラス又はセメント製造業	13	200000	8	14	9	- 2	7 100	4							1		
コンクリート製造業	1	2	1	1			1		_				_		1		(2)
陶磁學製品製造業	2	2	4.4	2	1	-	1	-			-	-		-			-
その他の産業又は土石製品製造業 金属精練業	26	38	14	37	15	6	10	5	8	- 0,	1	1	3	-1	1	1	_
(非鉄金風精緩集を除く。)	17	23	9	23	8	4	14	4	- 1	1							
非鉄金属精鍊業	4	4	1	4	2		1	- 1			1						
金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	2	2	2	2			2	2									
蘇物里	5	5		5	2		1				2						
金属製品製造業又は金属加工業	21	25	11	25	9	4	14	6	- 4		1	- 1					
(洋食器、刃物、手工具又は一般食物製造業及びめっき業を除く。) 洋食器、刃物、手工具又は一般食物製造業	6.1	20		20	_			-	_							-	-
(めつき集を稼ぐ。)									_			-					
めっき業																	
機械學具製造業 《電気機械學具製造業、輸送用機械學具製造業、船舶製造又は修准業及	28	31	13	31	6	1	24	11			1	1					
び計量器、光学機械、特計等製造業を除く。) 電気機械等真製造業	14	14	6	14	5	3	9	3	-		-	_		-	- 7	-	-
輸送用機械將其製造業		110000		7 71107-0									-	- 6			
(船舶製造又は修理業を除く。)	30	36	11	35	6		27	9	1				1	1	1	1	
船舶製造又は修理業	73	116	41	113	36	15	67	21	2		2	- 1	6	_1	3	2	
計量弱、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)																	
贵金属製品、被身具、皮革製品等製造業																	
その他の製造業	- 11	12	4	12	6	2	4	2	- 1		- 1						
[検棄	19	21	-11	19	5	3	12	5			1		1	1	2	1	- 31
交通運輸事業	2	2		2			2										
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	8	9	5	8			6	3			1		- 1	1	1	1	
港湾貨物取扱事業	2	2	- 20	2	2	-											
(港灣新投棄を除く。)			1			1	-		_						- 2		-
港湾委役集	7	8	5	7	3	2	4	2							1	1141	1
気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	2	2	1		1	1	_						1	1	<u> </u>
の他の事業	74	77	29	74	16	6	53	19			2		3	_1_	3	1	2
農業又は海面漁業以外の漁業				-													
清掃、火葬文はと画の事業	7	7	1	7	2	7777	4	1					- 1				
ビルメンテナンス量	4	4	4	4	2	2	2	2									
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業																	
通信章、放送章、新聞業又は出版章	- 1	1		1			1										
如壳羹-小壳羹, 飲食店又は宿泊羹	19	19	7	19			18	6					- 1	1		16	
金融業、保験業又は不動産業	1	1	1	- 1			1	- 1								Į.	
Control of the Contro	42	45	16	42	12	4	27	9			2		- 1		3	- 1	2
その他の各種事業 公舶所有者の事業	75		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_			

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿教済法に基づく特別遺族給付金(令和元年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

ロックウールは岩綿(がんめん)ともいわれており、珪酸質岩石、石灰石、スラグなどを熱溶解させ、これを人工的に繊維化したものでアスベストとは別の物質です。ロックウールの繊維は非結晶質で径が $3\sim10~\mu m$ とアスベスト繊維の数十〜数百倍となっています。(アスベスト(クリソタイル)の繊維径は約 $0.03~\mu m$)

(15) ロックウールの吹付け材は大丈夫ですか?

出典)神奈川県Q&A集

昭和55年までの工事では、吹付けロックウール材にも5%以下のアスベストが含まれていました。吹付けロックウールの湿式工法については、平成元年までの工事では、アスベストを含有しているものがある可能性があります(一部の商品には平成元年以降も含有されているケースもあるため調査する必要があります)。

(16) アスベストに関する法規制はどうなっていますか

出典) 神奈川県Q&A集

アスベストに関する法令は、主に次のようなものがあります。

- ① 労働安全衛生法(厚生労働省)
- ② 石綿障害予防規則(厚生労働省)
- ③ 作業環境測定法(厚生労働省)
- ④ じん肺法(厚生労働省)
- ⑤ 大気汚染防止法(環境省)
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(環境省)
- (7) 建築基準法(国土交通省)
- ⑧ 宅地建物取引業法(国十交诵省)
- ⑨ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(国土交通省・環境省)
- ⑩ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(国土交通省)

《主な内容》

● 労働安全衛生法

- ・ アスベスト及びアスベスト含有製品 (0.1 重量%を超える) の製造、使用等 の全面禁止
- 除去作業計画の届出
- ・ アスベスト取扱業務従事者への健康被害防止対策(作業管理・健康診断等)

● 石綿障害予防規則

- ・ 建築物の解体等の作業を行う場合のアスベスト使用の有無の事前調査、掲示 を義務付け
- アスベストが使用されている建築物等におけるアスベスト除去、囲い込み、 封じ込め作業を行う際の届出、労働者教育、飛散防止措置等を義務付け
- ・ 建築物等の吹付けアスベスト、保温材、耐火被覆材等について、損傷や劣化 などでアスベストが飛散するおそれがある場合の除去等を義務付け

● 大気汚染防止法

- ・ アスベスト製品製造施設の届出義務、敷地境界における規制基準 (大気中の濃度の許容基準:アスベスト繊維10本/リットル)
- ・ 建築物等の解体、改造又は補修に係るアスベストの有無の事前調査、調査結果 の掲示等
- ・ アスベストが使用されている建築物等におけるアスベスト除去、囲い込み、封 じ込め作業の届出義務、作業基準(隔離、湿潤化等の飛散防止措置)

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

アスベスト廃棄物(廃石綿等、石綿含有産業廃棄物)の保管基準、処理基準、 委託基準等

● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

・ 対象建設工事の分別解体等に係る吹付け石綿等の有無の調査、除去等の措置の 実施義務並びに当該工事に着手する日の7日前までの届出義務

参考 一般社団法人 JATI協会ホームページ http://www.jati.or.jp/

(17) 工場周辺等の大気中のアスベスト濃度について教えてください

出典) 神奈川県Q&A集

○ 大気中のアスベスト濃度

・常時監視測定局周辺におけるアスベスト環境調査結果

神奈川県が管理する常時監視測定局のうちの一般環境大気測定局周辺において、神奈川県が大気中のアスベスト濃度を把握するための環境調査を行っています。

(参考)過去5年間の調査結果

	調査結果(総繊維数濃度: 本/シス)									
測定地点	平成2	平成2	9年度	平成3	0年度	令和方	元年度	令和2年度		
	平均值 最大值		平均值	最大値	平均值	最大値	平均值	最大値	平均值	最大値
鎌倉市役所	-	0.071	0.22	_		0.076	0.17	_		
小田原市役所	-	0.076	0.17			0.093	0.28			
茅ヶ崎市役所		0.41	0.62	-	-	0.10	0.28	-		
逗子市役所	0.12	0.19		- 2	0.21	0.42	. E		0.081	0.17
三浦市城山(旧三崎中学校)	0.16	0.18	17		0.094 0.19				0.085	0.17
秦野市役所			0.12	0.39	-		0.14	0.45	13	-
厚木市役所	-		0.17	0.39	===		0.089	0.22	54	-
大和市役所	0.085	0.1			0.10	0.22			0.14	0.28
伊勢原市役所	0.13	0.16			0.12	0.31	-		0.17	0.28
海老名市役所	S 11111 - 11111		0.19	0.45	7-20		0.081	0.25		-
座間市役所	0.16	0.21	-		0.15	0.45	1-2		0.15	0.22
南足柄市中部公民館	0.094	0.12	_		0.20	0.25	<u> </u>		0.056	0.056
綾瀬市役所	-	0	0.21	0.68	1		0.068	0.17	- 1	
寒川町役場	0.2	0.21		- 5	0.099	0.28			0.11	0.28
愛川町役場	0.23	0.27		=	0.16	0.45			0.085	0.17

過去5年の調査結果では、いずれの地点においても総繊維数濃度が1本/%以下でした。 ※1 測定地点は一般環境大気測定局15局を半数に分け、隔年で調査を実施しています。

- ※2 平成元年環境庁告示第 93 号 (石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法) 及び「アスペストモニタリングマニュアル (第41版)」 (環境省) に基づき測定を実施しました。
 - 位相差顕微鏡法で総繊維数を計数する。
 - ・位相差顕微鏡法の測定結果(総繊維数濃度)が1本/ごを超過したものについては、電子顕微鏡によりアスベストを同定して計数する。
- ※3 1地点につき2箇所で3日間(各日4時間)試料採取し、各試料(計6検体)を位相差顕微鏡で測定して得られた 総繊維数濃度の幾何平均値及び最大値を示しています。

なお、位相差顕微鏡法の測定結果 (総繊維数濃度) が1本/パルトの場合は、※2に示すとおり電子顕微鏡法による 測定は実施していません。

(18) アスベスト関係の相談窓口を教えてください。

電話での問い合わせについて、次のとおり対応しております。

TEL:0463-23-1111 (代表)

○ 大気汚染防止法、その他環境に関するお問い合わせ

環境保全課 環境指導担当

○ 建設リサイクル法、民間建築物・建築物解体に関するお問い合わせ

建築指導課 建築指導担当

○ 学校関連施設に関するお問い合わせ

教育施設課 管理担当

○ 健康に関する一般相談

健康課 (保健センター)

TEL: 0463-55-2111

神奈川県 平塚保健福祉事務所

TEL: 0463-32-0130